

松阪市電話催告業務委託公募型プロポーザル実施要領

松阪市電話催告業務（以下「本業務」という。）については、平成 20 年度に民間委託による催告業務を導入し平成 24 年度まで 5 年間実施され、自主納付の促進を図り収納対策のひとつとして実績を上げてきたところであります。平成 25 年度以降においても、より一層民間業者の持つノウハウや経験等を生かした効率的な納付勧奨により、市税と国民健康保険税の滞納を初期段階でくいとめ滞納額累積を防ぐなど収納対策に不可欠な事業であるため、豊富な経験、実績、優れた業務遂行能力及び信頼性を有する民間業者の中から、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものであります。

1 委託業務概要

(1) 件名

松阪市電話催告業務委託

(2) 業務概要

当市設置の電話催告システム 7 台（内 1 台は催告チーフ専用）を利用して、市税、国民健康保険税の電話催告（納付勧奨）を行う業務。

業務内容については、「松阪市電話催告委託業務に関する業務仕様書」を参照。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

業務の履行期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

（契約締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までは、受託業者の準備期間及び研修期間）

(4) 提案価格の上限額

《提案価格の上限》 5 年間総額 73,300,000 円（税抜き）

①提案価格は上記の上限額以下とし、上限を超えた提案は失格とします。

なお、最低制限価格は設定しません。

②提案価格は、提案価格書（様式第 4 号）により提示するものとし、提案価格内訳明細書（様式第 5 号）を必ず添付すること。この場合において、提案価格書、提案価格内訳明細書いずれかの提示がない場合は、書類不備として失格とします。

2 参加資格

プロポーザルに参加する者は、松阪市電話催告業務の目的を理解し、本業務を十分に遂行できる企業で、参加資格審査申請日から本契約までの間において、次の各号に掲げる項目をすべて満たしていなければなりません。

(1) 参加条件について

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

②松阪市契約規則第 5 条に規定する一般競争入札有資格者名簿（業務委託）に登録があること。

③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは公正手続開始の申立
がなされている場合、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若し

くは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

④松阪市建設工事等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けてないこと。

⑤国税、地方税を滞納していないこと。

⑥法人格を有し、本業務を円滑に遂行できること。

⑦情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合評価制度の認証、又はプライバシーマークの認定を受けていること。

(2) 業務の再委託の禁止

本業務を自社で確実に遂行することが原則であり、他社に協力業者として再委託することは認めません。

3 提案書作成にあたっての留意事項

(1) 提案者は松阪市規定の企画提案書（様式第3号）及び自社業務内容提案書（自由様式、ただしA4サイズのファイル綴）の提出を持って、実施要領、業務仕様書等の記載内容を熟読し、精査した上で提案を行ったものとみなし、市の提示した条件等を承諾したものとみなします。

(2) 今回のプロポーザルに参加する上で要した費用は、すべて提案者の負担とします。

(3) 提案に関して使用する言語は、日本語とし、通貨単位は円とします。

(4) 提出された書類については変更はできないものとします。また、提出された書類は、採用、不採用にかかわらず返却いたしません。

(5) 次のいずれかに該当するときは、提案を無効とし、失格とします。

①提案者が本業務に複数の提案（応募）を行ったとき

②審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

③著しく審議に反する行為があったとき。

④その他選定に係る不正行為があったとき。

(6) 実施要領等に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知します。

4 契約保証金

契約予定者は、松阪市契約規則第31条に基づき、契約締結時に契約金額の10分の1の金額を契約保証金として納めていただきます。

ただし、現金以外の方法や免除要件もあるため松阪市税務部収納課管理係担当まで連絡して下さい。

5 参加申請について

(1) 所管課

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市 税務部 収納課

電話番号 0598 (53) 4492 FAX 0598 (26) 9114

メールアドレス syu.div@city.matsusaka.mie.jp

(2) 選定の実施スケジュール

	内 容	日 付
1	実施の公告（公表）、ホームページ募集掲載	平成 25 年 1 月 21 日（月）
2	参加資格審査申請等の質問書兼意見書の提出期限	平成 25 年 1 月 30 日（水）
3	参加資格審査申請書の質問書兼意見書の回答期限	平成 25 年 2 月 1 日（金）
4	参加資格審査申請書等の提出期限 競争入札参加資格登録期限	平成 25 年 2 月 4 日（月）
5	参加資格の審査実施（有参加資格者の決定・通知）	平成 25 年 2 月 6 日（水）
6	企画提案書等の質問書兼意見書の提出期限	平成 25 年 2 月 13 日（水）
7	企画提案書等の質問書兼意見書の回答期限	平成 25 年 2 月 15 日（金）
8	企画提案書、提案価格書等の提出期限	平成 25 年 2 月 20 日（水）
9	提案内容の審査（ヒヤリング等の実施）	平成 25 年 2 月 25 日（月） ～ 2 月 26 日（火）
10	最優秀提案者の決定（予定）	平成 25 年 3 月 4 日（月）
11	業務委託契約締結（予定）	平成 25 年 3 月 11 日（月）
12	受託業者準備期間及び研修期間	業務委託契約締結の日 ～ 3 月 31 日（日）
13	業務履行開始日	平成 25 年 4 月 1 日（月）

※都合によりスケジュールが変更となる場合があります。変更となる場合は連絡いたします。

(3) プロポーザル実施要領の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間：平成 25 年 1 月 21 日（月）～平成 25 年 2 月 4 日（月）

※ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 9 時～午後 5 時まで。ただし正午～午後 1 時を除く。

閲覧場所：(1) に同じ

(4) 参加資格審査申請に係る質問書兼意見書（様式第 6 号）の提出期限

平成 25 年 1 月 30 日（水）午後 5 時（必着）

※質問の要旨を質問書兼意見書（様式第 6 号）に記載し、松阪市税務部収納課に原則としてメールで送信（FAX 可）した後、必ず確認の電話をして下さい。

電話番号 0598 (53) 4492

FAX 0598 (26) 9114

メールアドレス syu.div@city.matsusaka.mie.jp

(5) 参加資格審査申請書の質問書の回答期限

原則として、平成 25 年 2 月 1 日（金）午後 5 時までに質問者に対しメールにて随時回答します。

(6) 参加資格審査申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成 25 年 2 月 4 日（月）午後 5 時（必着）

提出場所：(1) に同じ

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）、又は宅配便による。

提出書類：①「参加資格審査申請書」 様式第 1 号

②「会社概要書」 様式第 2 号

③直近年度の納税証明書及び完納証明書（提出日から 3 ヶ月以内に発行されたもの）

④情報セキュリティマネジメントシステム適合評価制度の認証書、又はプライバシーマーク登録証の写し

(7) 参加資格の審査の実施（参加資格者の決定・通知）

決定・通知日：平成 25 年 2 月 6 日（水）

通知方法：メールにより各社へ通知

6 企画提案書、提案価格書等の提出

提案書は、次の要件により提出して下さい。

(1) 企画提案書

①提出書類

・企画提案書の提出は、A 4 判紙製ファイルに綴じること。また、ファイルの表紙には、「業務名：松阪市電話催告業務委託」及び「業者名」を記入して下さい。

・ファイルに綴じる順番は、下記のとおりとします。

1) 企画提案書（様式第 3 号）

2) 業務実施体制表（会社組織体制、電話催告業務実施体制）

※提案する業務内容の説明書類等については、様式自由とします。

②提出部数

企画提案書の提出は、正本 1 通、副本 12 部提出して下さい。

なお、企画提案書（様式第 3 号）の代表者印（本市の競争入札参加資格者登録に使用した印）の押印は、正本のみで結構です。副本については押印不要です。

③企画提案作成要領

・様式第 3 号の企画提案書に基づき記述を行い、業務内容については「松阪市電話催告委託業務に関する業務仕様書」を充分理解し、最も有効かつ有利な提案を行って下さい。

・企画提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とし、図のみの説明とならないようにして下さい。なお、必ずページ番号を表記して下さい。

(2) 提案価格書

・提案価格は、提案価格書（様式第 4 号）及び提案価格内訳明細書（様式第 5 号）（以下「提案価格書」という。）に平成 25 年度から 5 年間の総額（消費税抜き）を記載して下さい。いずれかの書類の提示がない場合は、失格となりますのでご注意下さい。（提案価格書と提案価格内訳明

細書は必ず同封して下さい)

提案価格書は、7 ページの図に基づき、封緘（封の糊付け）、封の継ぎ目に封印（押印）し、提出して下さい。

（3）企画提案書及び提案価格書の提出方法

- ・提出方法は、直接持参、郵送（書留郵便に限る）、宅配便とし、それ以外の方法による提出は認められません。
- ・提出期限 平成 25 年 2 月 20 日（水） 午後 5 時必着
- ・提出場所 〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1
松阪市役所税務部収納課管理係

7 企画提案書等に関する質問の受付

（1）質問の提出方法等

①質問の提出方法

質問書兼意見書（様式第 6 号）に内容を簡潔にまとめて記載し、松阪市役所税務部収納課にメールで送信し、必ず確認の電話をして下さい。

送信先メールアドレス syu.div@city.matsusaka.mie.jp

電話番号 0598-53-4492

②質問の受付期限

平成 25 年 2 月 13 日（水） 午後 5 時まで

（2）質問に対する回答

①質問の回答期限

平成 25 年 2 月 15 日（金） 午後 5 時までに回答します。

②質問に対する回答は、原則として質問者のみとします。ただし、質問内容が全社に関係するものと判断した場合は全社に回答します。

なお、回答はメールで行い、電話及び口頭での個別の対応はいたしません。

8 企画提案書等の審査方法

審査については、基本的に提出された企画提案書等による書類のみで実施します。ただし、書類等において聞き取りが必要となった場合は、「実施要領 5（2）選定の実施スケジュール」に基づきヒヤリング等の実施期間にてご連絡をさせていただくことがありますので、質問に答えられるようお願いいたします。

ヒヤリング等の実施期間は、平成 25 年 2 月 25 日（月）、2 月 26 日（火）としますが、場合によってはスケジュールが変更となる場合がありますのでご了解願います。

審査方法については、電話催告業務委託プロポーザル審査委員会が、松阪市電話催告業務プロポーザル選考基準表に基づき、業務提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案価格と併せて採点し、総合評価点により最優秀提案者を選定します。

総合評価点が同点となる業者が複数あった場合は、価格の低い業者を最優秀提案者とします。また、価格が同額であった場合には、くじにて決定します。くじについての辞退はできないものとします。

なお、適合する業者がないときは「適合者なし」とし、再募集する場合があります。

9 審査結果の通知

審査結果については、松阪市ホームページで最優秀提案社名を公表します。なお、すべての参加者に書面にて通知いたします。

10 業務委託に関する条件

(1) 契約について

契約については、「松阪市電話催告委託業務」の委託契約を締結するものとします。

契約期間は、平成 25 年 3 月契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日とします。

(2) 費用の支払い

費用の支払いは、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日です。

費用は、税務部収納課が請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとします。

松阪市電話催告業務委託で税務部収納課が支払う額は、契約額支払い期間の支払い総額を支払い期間月数で均等に分割した金額とします。この場合において、各月の支払い額に円未満の端数が生じる場合には、端数は切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計は、契約期間（業務実施期間）の最終月の請求に加えて支払うものとします。

(3) 委託業務の継続が困難となった場合の措置

① 委託業者の債務不履行の場合

委託業者の責めに帰すべき事由により債務不履行や不履行が見込まれる場合又は、業務上において重大な瑕疵が認められた場合には、収納課は委託業者に対し修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその修復を求めることができるものとします。

委託業者が当該期間内に修復をすることができなかったときは、収納課は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができるものとします。

② 収納課の債務不履行の場合

収納課の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、委託業者は契約を解除できるものとします。この場合において、委託業者が契約を解除したときは、委託業者は収納課に対し、これにより生じた損害賠償を請求できるものとします。

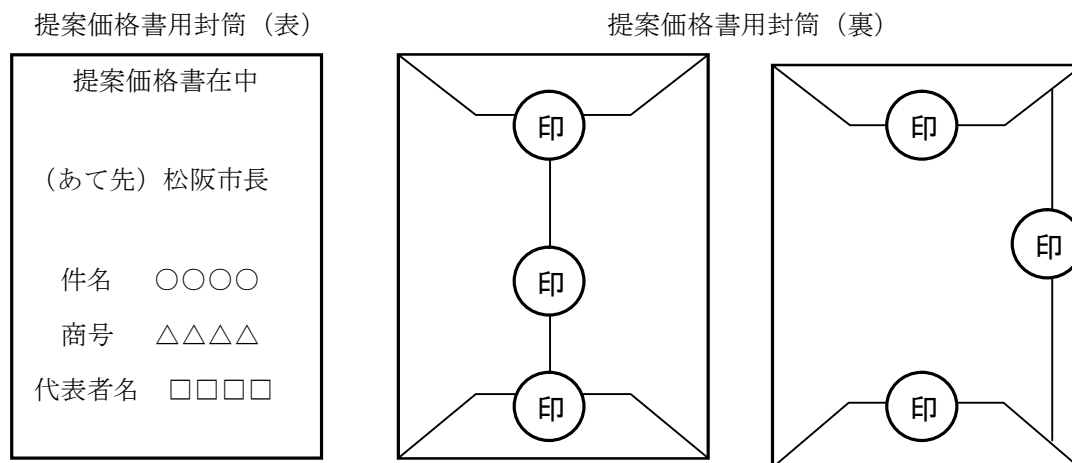
③ 当事者の責めに帰することができない事由により継続が困難になった場合、不可抗力、又は委託業者の責めに帰することができない事由により業務継続が困難となった場合は、収納課及び委託業者双方により業務の継続について協議するものとします。一定期間に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、収納課又は委託業者は契約を解除できるものとします。

11 その他留意事項

- (1) 参加資格決定後、辞退する場合は指定の参加辞退届（様式第 7 号）にて、平成 25 年 2 月 20 日（水）午後 5 時までに、収納課に提出して下さい。郵送される場合は必ず書留又は簡易書留、特定記録郵便として下さい。

- (2) 提出された企画提案書は、委託契約予定事業者を決定する以外には提出事業者が無断で使用いたしません。
- (3) 提案価格書を提出する際は封筒に入れ、下記の参考例の通り、封緘（封の糊付け）、封印し提出して下さい。

【参考例】



(注意)

- ・縦書き、横書きどちらでも有効です。
 - ・印は、使用印鑑届印と同じものを使用し、封筒の継ぎ目3ヵ所へ押印してください。
- (4) 平成 25 年 3 月契約締結後、平成 24 年度中（平成 25 年 3 月 31 日まで）に発生する費用は委託業者の負担とします。
- (5) 次の各号に該当する場合は失格とします。
- ① 松阪市が提示する電話催告審査参加資格要件に該当しない者が提出した企画提案書。
 - ② プロポーザルに参加後、参加資格を失ったり虚偽の書面提出等の不正が発覚したとき。
 - ③ 同一提案者が 2 以上の提案価格書を提出したとき。
 - ④ 提案価格書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は記載金額が識別しがたいとき。
 - ⑤ 提案価格の桁間違い等、提案者から誤記との意思表示がなされたとき。
 - ⑥ 提案価格が上限額を超えたとき。
 - ⑦ 提案価格書用封筒に封緘（糊付け）、封印がないとき。
 - ⑧ 提案価格内訳明細書（様式第 5 号）が同封されていないとき。
 - ⑨ 提案価格書（様式第 4 号）と提案価格内訳明細書（様式第 5 号）の合計が同額でないとき。
 - ⑩ 提出期限までに提案価格書を提出しないとき。
 - ⑪ 技術評価において、技術点が 150 点満点中、6 割未満（90 点未満）の場合は失格とし、提案価格書を開封しないまま返却します。